

公開買付説明書

2026年 9 月

株式会社フェローテック

(対象者：株式会社日本抵抗器製作所)

公開買付説明書

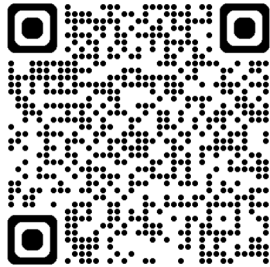
本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関して株式会社フェローテック（以下「公開買付者」といいます。）が2026年9月18日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的内容につきましては、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社フェローテック」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりですが、以下の二次元コードからも閲覧することが可能です。

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>



1. 公開買付けの目的

公開買付者は、1980年9月に、米国フェローフレイディクス社（注1）によって、コンピュータシール、真空シール及び磁性流体の輸入販売を目的に日本フェローフレイディクス株式会社として設立され、1995年10月に商号を株式会社フェローテックに変更しました。その後、公開買付者は、2017年4月に公開買付者を吸収分割会社、株式会社フェローテック分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、製造及び営業事業を株式会社フェローテック分割準備会社へ承継し、商号を株式会社フェローテックホールディングスへ変更するとともに純粋持株会社となりました。その後、2025年7月、公開買付者を存続会社とし、連結子会社である株式会社フェローテックマテリアルテクノロジーを消滅子会社とする吸収合併により、純粋持株会社から事業会社に移行するとともに、商号を現在の株式会社フェローテックに変更いたしました。

また、公開買付者は、1996年10月に公開買付者の普通株式（以下「公開買付者株式」といいます。）を日本証券業協会に店頭登録した後、2004年12月に日本証券業協会への店頭登録を取消しジャスダック証券取引所に公開買付者株式を上場し、2010年4月にジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い大阪証券取引所JASDAQに移行しました。その後、2013年7月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）と大阪証券取引所の合併に伴い東京証券取引所JASDAQに移行し、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、2022年4月4日に東京証券取引所JASDAQから東京証券取引所スタンダード市場へ移行しました。

（注1） 米国フェローフレイディクス社は、1999年11月に公開買付者が同社株式を公開買付けにより取得し連結子会社化するとともに、商号をFerrotec (USA) Corporationへ変更しました。

公開買付者は、2026年9月17日開催の取締役会において、東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社日本抵抗器製作所（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

また、公開買付者は、2026年9月17日付で、対象者の第2位株主であり、かつ、対象者の代表取締役社長である木村準氏（所有株式数：106,500株、所有割合（注2）：8.61%、以下「木村氏」といいます。）及び、対象者の第8位株主であり、かつ、対象者の社外取締役である今井芳範氏（所有株式数：40,163株、所有割合：3.25%、以下「今井氏」といい、木村氏、今井氏を総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：146,663株、所有割合：11.85%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本応募契約の概要については、公開買付者が2026年9月18日に提出する本公開買付けに係る公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（注2） 「所有割合」とは、対象者が2026年8月14日に公表した「令和8年12月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（1,240,000株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,797株）を控除した株式数（1,237,203株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社日本抵抗器製作所

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年9月18日（金曜日）から2026年11月5日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,901円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,237,203（株）	618,700（株）	—（株）
合計	1,237,203（株）	618,700（株）	—（株）

（注1） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（618,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数である1,237,203株を記載しております。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社（復代理人） 東京都港区赤坂一丁目12番32号

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

- ① 本公開買付けに応募しようとする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。
- ② 本公開買付けに係る株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注1）
- ③ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。（注2）
- ④ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記③の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。
- ⑤ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。
- ⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

（注1） 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について
対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

（注2） マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

<個人の場合>

次の表の①から③のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類

等の提出をお願いします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

	個人番号確認書類	マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類
①	個人番号カード（裏面コピー）	・ 個人番号カード（表面コピー）
②	通知カード（コピー） 通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。	・ 以下の書類のいずれか1つ（コピー） <u>運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。））、在留カード</u> 又は ・ 以下の書類のいずれか2つ <u>住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種資格確認書、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内の原本が有効）（以下「確認書類」といいます。）</u>
③	マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本） 又は 住民票記載事項証明書（原本）	・ 確認書類のいずれか1つ <u>（ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。）</u>

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

<法人の場合>

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類のコピーのご提出が必要となります。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

<外国人株主の場合>

常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

（注3） 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ (<https://www.monex.co.jp>) 画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後4時までに申し込む方法にて、応募してください。但し、マネックス証券株式会社で応募する応募株主等は、日本国内に居住される個人の方に限ります。
- ② 対象者株式の応募の受け付けにあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座（以下「応募株主等口座（公開買付復代理人）」といいます。）に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座（公開買付復代理人）へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座（公開買付復代理人）に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注4）が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注5）。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注4） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ (<https://www.monex.co.jp>) にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード（両面）	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか1点）	運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳等
	顔写真なし （右記のいずれか2点）	住民票の写し、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、各種資格確認書、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

※個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ（<https://www.monex.co.jp>）にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

（注5） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

（7）買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

（8）決済の開始日

2026年11月12日（木曜日）

（9）決済の方法及び場所

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（10）株券等の返還方法

下記「（11）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還いたします。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限（618,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項、並びに発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第3号乃至第5号及び第7号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

（東海東京証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

（マネックス証券株式会社から応募される場合）

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ（<https://www.monex.co.jp>）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客ダイヤル（電話番号：0120-846-365 携帯電話からは03-6737-1666）までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記の「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還いたします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表いたします。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フェローテック 東京都中央区日本橋二丁目3番4号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

公開買付者グループは、公開買付者と子会社等98社（連結子会社80社、持分法適用関連会社13社、持分法非適用非連結子会社5社）により構成されております。

公開買付者グループの主な事業内容は、半導体やF P D（フラットパネルディスプレイ）の製造装置等に使用される真空シール、石英製品、セラミックス製品、C V D－S i C製品、シリコンパーツ、坩堝、温調機器等に使用されるサーモモジュールの他、パワー半導体用基板、磁性流体、センサおよびその応用製品などの開発、製造、販売であります。

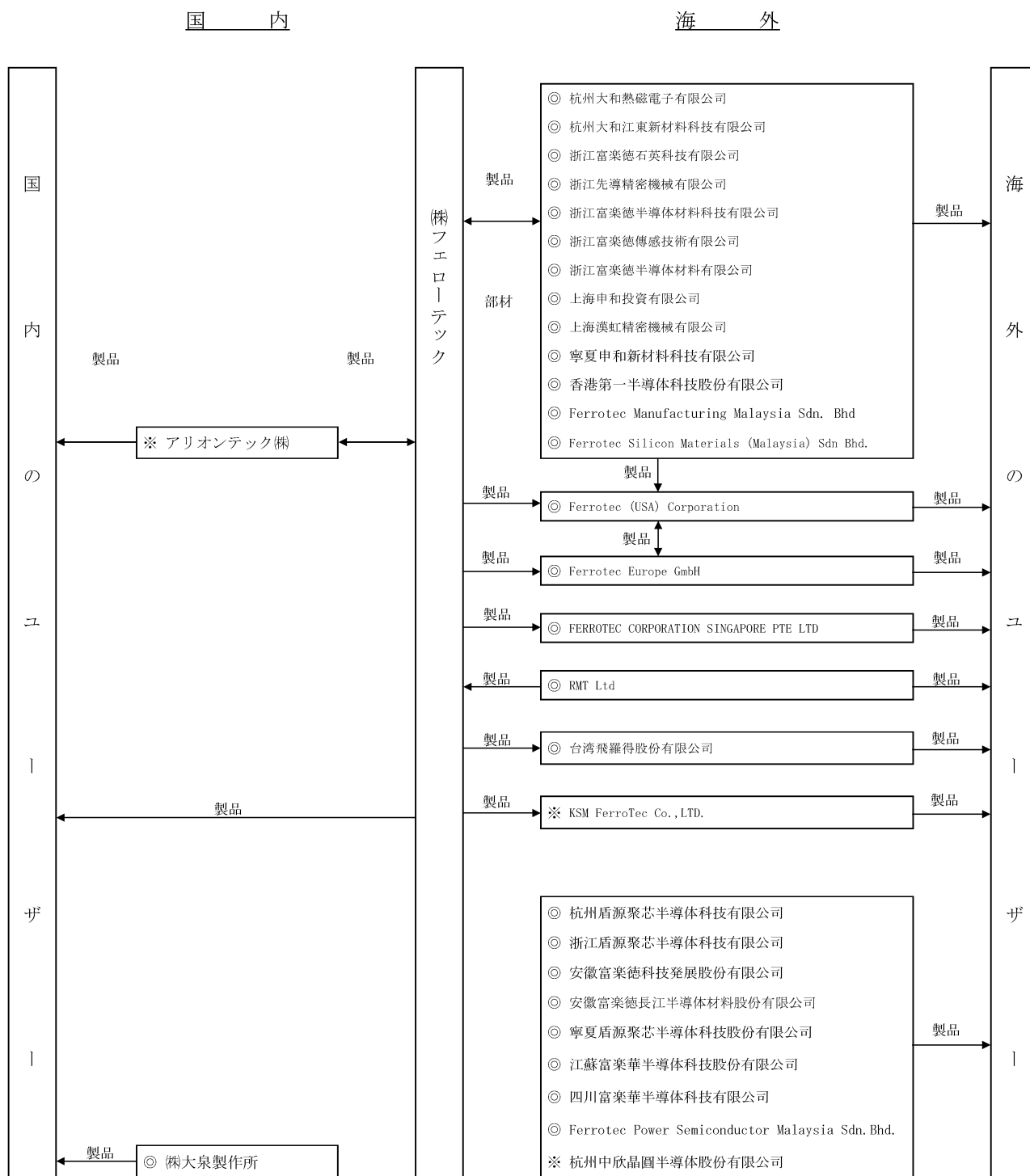
公開買付者および主要な子会社等の事業にかかる位置付けならびに各セグメントとの関連は、概ね次のとおりであります。

区分	主要製商品	主要な会社	
半導体等装置関連事業	真空シール	開発 製造 販売	(株)フェローテック Ferrotec (USA) Corporation
		製造 販売	杭州大和熱磁電子有限公司 浙江先導精密機械有限公司 浙江富樂德半導体材料有限公司 KSM FerroTec Co.,Ltd. Ferrotec Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd.
	石英製品	製造 販売	杭州大和熱磁電子有限公司 浙江富樂德石英科技有限公司 アリオンテック(株)
		販売	(株)フェローテック Ferrotec (USA) Corporation FERROTEC CORPORATION SINGAPORE PTE LTD 台湾飛羅得股份有限公司
	セラミックス製品	開発 製造 販売	(株)フェローテック 杭州大和江東新材料科技有限公司 浙江富樂德半導体材料科技有限公司
		販売	Ferrotec (USA) Corporation FERROTEC CORPORATION SINGAPORE PTE LTD
	C V D－S i C製品	開発 製造 販売	(株)フェローテック
	装置部品洗浄	製造 販売	安徽富樂德科技發展股份有限公司
	シリコンパーツ	製造 販売	杭州盾源聚芯半導体科技有限公司 浙江盾源聚芯半導体科技有限公司 Ferrotec Silicon Materials (Malaysia) Sdn Bhd.
	石英坩堝	開発 製造 販売	寧夏盾源聚芯半導体科技股份有限公司
電子デバイス事業	磁性流体	開発 製造 販売	(株)フェローテック Ferrotec (USA) Corporation
		販売	上海申和投資有限公司
電子デバイス事業及び車載関連事業	サーモモジュール	開発 販売	(株)フェローテック Ferrotec (USA) Corporation RMT Ltd
		販売	Ferrotec Europe GmbH
		製造	杭州大和熱磁電子有限公司 上海申和投資有限公司
	パワー半導体用基板	開発 製造 販売	江蘇富樂華半導体科技股份有限公司 四川富樂華半導体科技有限公司 Ferrotec Power Semiconductor Malaysia Sdn. Bhd.
その他	センサ	開発 製造 販売	(株)大泉製作所 浙江富樂德傳感技術有限公司
		開発 製造 販売	Ferrotec (USA) Corporation 上海申和投資有限公司 上海漢虹精密機械有限公司 香港第一半導体科技股份有限公司 寧夏申和新材料科技有限公司

[事業系統図]

以上の公開買付者グループについて、主要な会社の構成図を図示すると次のとおりであります。

公 開 買 付 者 グ ル ー プ



(注) ◎ 連結子会社

※ 持分法適用関連会社

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	133,821	210,810	222,430	274,390	288,933
経常利益 (百万円)	25,994	42,448	26,537	25,558	26,063
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	26,659	29,702	15,154	15,692	14,886
包括利益 (百万円)	40,316	38,847	33,699	47,797	37,478
純資産額 (百万円)	160,957	249,656	278,166	323,549	362,075
総資産額 (百万円)	264,772	410,648	510,026	600,593	689,238
1株当たり純資産額 (円)	2,940.93	3,916.07	4,348.01	5,058.27	5,526.83
1株当たり当期純利益 (円)	668.06	644.81	322.65	334.13	317.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	619.28	633.15	291.99	293.04	276.03
自己資本比率 (%)	49.5	44.7	40.1	39.4	37.6
自己資本利益率 (%)	26.9	18.9	7.8	7.1	6.0
株価収益率 (倍)	4.12	5.15	9.17	8.00	19.76
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,833	43,024	28,720	26,066	29,255
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△29,399	△68,760	△92,400	△39,627	△66,856
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	30,601	68,718	60,419	18,965	38,798
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	52,579	95,905	96,806	108,899	113,960
従業員数 (人)	9,348	13,116	14,192	15,983	16,858

(注) . 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第45期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	—	—	—	—	18,547
営業収益 (百万円)	7,089	10,271	10,927	21,796	—
経常利益 (百万円)	3,740	6,988	7,322	17,888	8,880
当期純利益 (百万円)	3,178	6,330	6,689	16,852	14,135
資本金 (百万円)	28,210	29,425	29,539	29,549	29,549
発行済株式総数 (株)	44,645,431	47,011,067	47,111,567	47,117,949	47,117,949
純資産額 (百万円)	74,278	79,406	82,276	93,040	100,979
総資産額 (百万円)	106,628	119,952	174,428	199,766	259,887
1株当たり純資産額 (円)	1,666.22	1,691.63	1,750.10	1,987.17	2,155.91
1株当たり配当額 (円)	50.00	105.00	100.00	141.00	148.00
(内 1株当たり中間配当額)	(23.00)	(50.00)	(50.00)	(55.00)	(74.00)
1株当たり当期純利益 (円)	79.65	137.43	142.42	358.81	301.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	73.84	134.95	128.89	314.69	262.80
自己資本比率 (%)	69.6	66.2	47.2	46.6	38.9
自己資本利益率 (%)	5.1	8.2	8.3	19.2	14.6
株価収益率 (倍)	34.54	24.16	20.77	7.45	20.81
配当性向 (%)	62.8	76.4	70.2	39.3	49.0
従業員数 (人)	72	76	92	88	519
(外、臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(102)
株主総利回り (%)	126.8	157.3	145.5	138.9	308.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	4,695	3,480	3,925	3,075	6,930
最低株価 (円)	1,970	2,240	2,544	1,668	1,923

(注) 1. 第42期の1株当たり配当額には、特別配当18円を含んでおります。

2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）におけるものであります。

3. 2026年3月期の1株当たり配当額148円00銭のうち、期末配当額74円00銭については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。

4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第45期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 公開買付者は、2025年7月1日の吸収合併により純粋持株会社から事業持株会社へ移行しました。これにより、第46期の経営指標等は第45期以前と比較して変動しております。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月		令和 3 年12月	令和 4 年12月	令和 5 年12月	令和 6 年12月	令和 7 年12月
売上高	千円	6, 193, 251	7, 206, 292	7, 166, 897	6, 454, 650	5, 905, 941
経常利益又は経常損失 (△)	千円	106, 437	262, 740	139, 027	△104, 367	△136, 416
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	千円	30, 078	79, 505	51, 341	△181, 411	△376, 511
包括利益	千円	142, 018	153, 005	140, 312	△100, 681	△206, 471
純資産額	千円	1, 854, 400	1, 951, 697	2, 036, 132	1, 898, 333	1, 654, 746
総資産額	千円	6, 853, 589	7, 587, 316	7, 642, 743	7, 729, 475	7, 208, 878
1 株当たり純資産額	円	1, 213. 94	1, 273. 98	1, 314. 01	1, 218. 38	946. 07
1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	円	24. 31	64. 25	41. 50	△146. 63	△304. 33
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	21. 9	20. 8	21. 3	19. 5	16. 2
自己資本利益率	%	2. 1	5. 2	3. 2	△11. 6	△28. 1
株価収益率	倍	40. 9	15. 4	24. 1	△5. 6	△3. 2
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	△275, 775	△144, 178	△186, 783	76, 037	230, 620
投資活動によるキャッシュ・フロー	千円	△88, 498	△103, 869	△204, 339	△199, 801	△75, 582
財務活動によるキャッシュ・フロー	千円	9, 946	221, 271	494, 525	240, 827	△168, 669
現金及び現金同等物期末残高	千円	1, 212, 800	1, 169, 995	1, 294, 771	1, 471, 561	1, 459, 614
従業員数 (外、平均臨時雇用人員数)	人	365 (141)	374 (147)	322 (158)	329 (130)	302 (121)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2. 第74期から第76期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第77期及び第78期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和 2 年 3 月 31 日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 第74期から第76期までの数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の金額となっております。また、過年度の決算訂正を行い、令和 7 年 4 月 30 日に訂正報告書を提出しております。

(2) 対象者の経営指標等

回次		第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月		令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月	令和7年12月
売上高	千円	3,699,363	4,285,447	3,974,352	3,407,930	3,412,474
経常利益	千円	97,250	127,088	130,940	71,414	64,183
当期純利益又は当期純損失 (△)	千円	64,702	84,785	71,643	27,693	△57,050
資本金	千円	724,400	724,400	724,400	724,400	724,400
発行済株式総数	千株	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
純資産額	千円	1,349,527	1,392,639	1,422,062	1,428,317	1,367,702
総資産額	千円	4,088,417	4,681,475	4,199,371	4,076,734	3,887,698
1株当たり純資産額	円	1,090.62	1,125.48	1,149.42	1,154.47	1,105.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円	30 (—)	45 (15)	30 (15)	30 (15)	25 (15)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	円	52.29	68.52	57.90	22.38	△46.11
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	33.0	29.7	33.9	35.0	35.2
自己資本利益率	%	4.8	6.2	5.1	1.9	△4.1
株価収益率	倍	19.0	14.5	17.3	36.4	△20.9
配当性向	%	57.4	65.7	51.8	134.0	△54.2
従業員数 (外、平均臨時雇用人員数)	人	49 (0)	51 (0)	51 (0)	46 (0)	45 (0)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	% %	99.0 (112.7)	101.5 (110.0)	106.9 (141.1)	91.7 (169.9)	108.8 (213.2)
最高株価	円	1,348	1,321	1,278	1,079	988
最低株価	円	966	866	998	761	680

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2. 第74期から第77期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第78期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5. 第74期から第76期までの数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の金額となっております。また、過年度の決算訂正を行い、令和7年4月30日に訂正報告書を提出しております。

6. 第78期（令和7年12月）の1株当たり配当額25円のうち、期末配当額10円については、令和8年3月30日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。